

電子申請（ぴったりサービス）について

電子申請ぴったりサービス画面へのリンクはこちらです

→幼児教育・保育の無償化のための施設等利用給付認定申請は [こちら](#) から

※以下注意事項を必ずお読みください。

※3/19（水）～3/26（水）8：30 頃までメンテナンスのため利用できません。

- (1) ぴったりサービス申請期間中は 24 時間いつでも申請することができますが、システム管理等のため一時的に利用ができない場合があります。
- (2) 複数の児童をお申込みいただく場合は、児童 1 人ごとに申請が必要です。
- (3) ぴったりサービスでの申請受付後、各区で書類審査を行います。ぴったりサービスのステータスが「完了」になるまでは受付審査中です。
- (4) ぴったりサービス申請後、ステータスが「完了」になっていることを確認していただき、申請日から 5 営業日を過ぎてもステータスが「完了」になっていない場合は、申請区の福祉課に連絡してください。
- (5) 申請日以前の日を認定開始希望日とすることはできません。申請日以前の日付を申請された場合は、申請日を認定開始希望日とし、提出日以降の期間を無償化の対象とします。
- (6) 就労証明書等の添付書類が不足しているなど、申請内容に不備があった場合はステータスが「要再申請」になります。その場合は、申請区の福祉課から電話又はメールで連絡しますので、申請時には日中に連絡がとれる先の電話番号を入力してください。また、広島市のメールアドレス (@city.hiroshima.lg.jp) のメールが受信できるように設定しておいてください (申請内容に不備があり、審査等に必要な情報の確認ができない場合は、審査不能（申請無効）となります。)。
- (7) 申請後に申請情報の変更をする場合は、再度、認定開始希望日までにぴったりサービスまたは窓口で申請していただく必要があります。
- (8) 申請を取り下げる場合は、申請区の福祉課に連絡してください。
- (9) ぴったりサービスの申請時、父母両方の保育を必要とする理由を証明する書類（就労証明書等）のデータを添付ファイルとして登録することになりますので、事前にスキャナやカメラ等でデータ化し、準備してください。また、添付ファイルが読み取れない場合など改めて原本の提出を依頼させていただくことがありますので、大切に保管しておいてください。
- (10) ぴったりサービスでの申請後、添付書類に原本を必要とする書類（医師の診断書、通園・通学証明書、り災証明書、在学証明書、配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書及び戸籍全部事項証明書）は原本の確認のため、認定開始希望日までに区福祉課へ原本をご持参いただくか郵送での提出が必要です。郵送の場合は、「ぴったりサービスでの申請年月日」、「申請に係る児童と保護者の氏名」、「児童の生年月日」が分かるようにして提出していただく必要があります。

(11) 認定開始希望日までに広島市に住所を移動される方も申請ができます。広島市にご住所がない方（転入予定のない方）は申請できません。広島市外の方が広島市内の施設をご利用される場合は、お住いの市町村で認定申請の手続きをしてください。

(12) 申請に対する結果通知は、申請方法に関わらず、申請保護者のご住所（原則、住民票のあるところ）へ郵送で発送します。

また、広島市内に住民票がない方は、転入の連絡をいただいてから発送します。